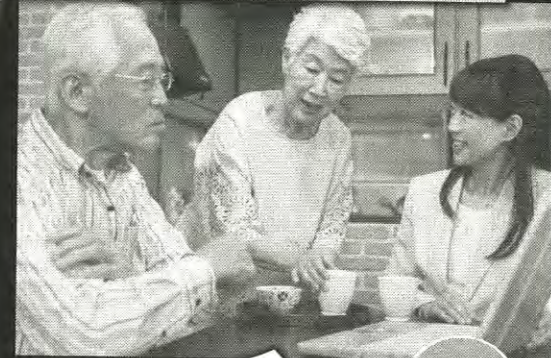


[来年1月のルール激変で何が起きるか徹底解説]

40年ぶりの民法大改正

今度ばかりはあなたも避けられない!

「相続」ここが変わる!



6つのポイントを詳細解説!

- 配偶者居住権** ▶ 自分が死んだ後も妻は安心して住める?
- 遺産分割** ▶ 相続税が増えてしまうケースは?
- 凍結預金** ▶ 故人の口座から引き出せるようになる?
- 特別寄与** ▶ 義両親を介護した「嫁」にも遺産が?
- 生前贈与** ▶ たくさんもらえば他の相続人より得?
- 遺言書** ▶ ワープロ打ちでもOKになる条件は?

かつて相続税は「お金持ちにだけかかる税金」だった。それが15年の相続税増税で、基礎控除が大幅に縮小され、「普通の人も納める税金」に変わった。そうしたなかで、今年7月に相続に関する民法の規定を40年ぶりに見直す改正案が国会で可決・成立した。来年1月以降に順次、施行されていく改正民法によって、相続の常識は大きく変わる。

変更の多くは、高齢社会への適応を進めるものだ。「残された高齢の妻が住む場所に困らないように」「介護に尽くした人に報いることができるように」

——変更後の相続ルールは、上手に利用すれば心強い味方となる。ただ一方で、新たな落とし穴も生まれている。相続によって家族関係にヒビが入る、争続を避けるための新常識を徹底解説する。

したいという思考になりがちだ。話し合いさえまとまれば、自分の相続分が受け取れるので、当然の心理だ

ろう。だが、資金に余裕のある相続人が遺産分割協議を意図的に長引かせようとするケースがある。それに

より、相手の譲歩を引き出し、自分に有利な条件で遺産分割を進めようとするのだ。

今回の法改正は、こうした、持てる者の策略に歯止めをかけることにもつながると考えられている。

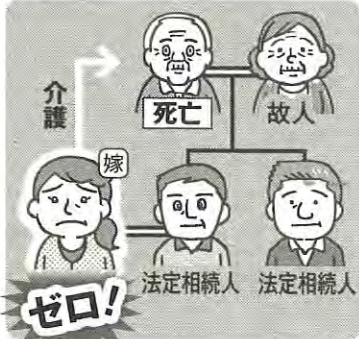
しよう、というような考え方で、従来は配偶者や子供など法定相続人でなければ寄与が認められなかった。それが今回の法改正で、長男の嫁のような相続人ではない親族も、「特別寄与料」を他の相続人に請求できるようになった。ここで言う「親族」とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の血族を指す。嫁（1親等の姻族）や孫（2親等の血族）はもちろん、「いとこの子」（5親等の血族）のような遠縁も含まれる。

特別寄与

介護した「嫁」が相続で頑張ったぶん、報酬を受け取れるようになる！

遺産分割の「当事者」が増えるので、トラブルにも要注意

改正前



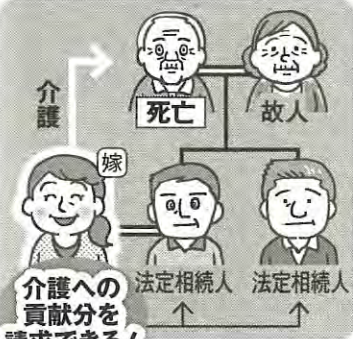
9月17日の「敬老の日」に合わせて総務省が発表した推計によると、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は約28%、3500万人を超えた。今後ますます進む高齢化と切っても切れない「介護」は、これまで相続トラブルの種にもなってきた。

改正には、そんな「不公平感」を是正するポイントもある。もともと、介護の度合いに応じて相続額を増やす「寄与」という考え方があった。円満相続税理士法人の代表・橘慶太氏が解説す

る。「寄与とは、平たく言えば、例えば長男は次男より親の介護をしっかりやっていたから、相続額を多めに配分

しよう、というような考え方で、従来は配偶者や子供など法定相続人でなければ寄与が認められなかった。それが今回の法改正で、長男の嫁のような相続人ではない親族も、「特別寄与料」を他の相続人に請求できるようになった。ここで言う「親族」とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の血族を指す。嫁（1親等の姻族）や孫（2親等の血族）はもちろん、「いとこの子」（5親等の血族）のような遠縁も含まれる。

改正後



義理の両親の介護一切を引き受けて、辛い思いも何度もしたにもかかわらず、いざ遺産相続となると、相続人になれるのは配偶者や子供だけで、「嫁」は収帳の外——今回の法

夫の死後も義父を介護 嫁は遺産をもらえる？

法定相続人である夫が亡くなった後、妻は代わりに法定相続人になることはできない。夫が先に亡くなってしまった場合、本来は家計に入るのは次女や妻の遺産を受け取る権利はない。ただし、今回の法改正で認められた、「特別寄与」については、仮にヘルパ

特別寄与料は法定相続人に対して請求することになる。仮に請求額を100万円として、法定相続人が長男である夫と次男の2人だとすると、特別の寄与が認められれば長男と次男の相続額が50万円ずつ減額されて、「長男の嫁」に100万円が支払われる。しかし、「特別寄与」が認められるのは、実はそ

ちょっとした手伝いなら？

「特別寄与」は、これまで見てきた項目と同様、「新たに設定された権利」は、これまでになかった火種にもなってしまう可能性もあるということを知っておきたい。

「姑の介護」は 時給850円!?

そうは言っても、今まで相続手続きでは「部外者」として扱われてきた立場の人に、寄与料を請求する権利が与えられたのは一歩前進と言えるだろう。

う簡単ではない。相続コーディネーターで夢相続代表・曾根恵子氏はいう。「正直、ハードルはかなり高い。無償またはそれに近い。少なくとも1年以上。ほかの仕事とせず介護に専念していた」といった場合が寄与の条件になり、相当な労力を傾けたケースに限られます。病院の送迎とか、食事や身の回りの世話をすることは、親族としてある程度は行なうものとして、他の相続人が寄与料の支払いに同意しないためです。入浴の介助だとか、ヘルパーや介護福祉士の代わりに日常生活をサポートした部分についてしか認められないのが実情です」

では、実際に「特別の寄与」を請求するには、何が必要か。「相続人の中で探めると、最後はどれだけの時間や労力を費やしたかを立証する資料を作成して家庭裁判所に提出して認めてもらう」という流れになる。介護日誌をつけていけば説明しや

すい。どんな介護をしたか、何時間くらいしたか、といった記録をつけていくのがよいでしょう」(同前)

「これまで、相続人の寄与分については、仮にヘルパ

生前贈与 10年以上前の生前贈与は取り戻せなくなります

他の兄弟がたくさん遺産をもらっていた時の「取り返し方」のルールが大きく変わる

「これを戻す」といって、いくらかかったか」といった考え方で金額が計算されていきます。家裁では時給850円換算とされた事例もありました。

「これを戻す」といって、いくらかかったか」といった考え方で金額が計算されていきます。家裁では時給850円換算とされた事例もありました。

「これを戻す」といって、いくらかかったか」といった考え方で金額が計算されていきます。家裁では時給850円換算とされた事例もありました。

相続の基本は、等分に分ける法定相続だ。だが、遺言書によって「子供2人のうち、全財産を1人に相続させる」といった指定をすることも可能だ。ここまで「不公平」な相続の配分でも、遺言書自体は体裁に問題がなければ認められる。ただ、遺言によって1人も受け取れないとされた子供から不服が出るのは明白だ。それを想定し、法定相続分の半分までを請求できる

と定めたのが「遺留分」だ。今回の法改正では、この遺留分について、2つのルールが変わった。1つは、遺留分は現金での支払いになったことだ。父親(母はすでに他界)が

「不動産が分割できない場合、次男の権利を保全するために、従来は不動産の共有という方法を取らざるを得ませんでした。しかしこれでは、不動産の大部分を所有しているにもかかわらず、長男が自由に貸したり、建て替えたりすること

が難しくなる。そこで、今回の改正では、遺留分侵害請求に対して、シンプルに現金で支払いなさいという制度に改められた。遺留分算定の話し合いは必要になるもの、それ以上のトラブルは回避できるので双方の負担は軽減されます」(前出・曾根氏)

このケースだと、兄は不動産すべてを相続する一方自己資金で1000万円を弟に支払うことになる。

春風亭の補助も激賞!! お多福来い来い 落語案内 細川貂々 爆笑コミックエッセイ集 定価(本体)1200円(税別) 小学館

「生前贈与」と「遺留」も激変

もう1つの変更点は、最近の「生前贈与」ブームと密接に関わってくる。15年の相続税の基礎控除の減額は、支払う対象者の拡大と、納税額の増加につながった。

そのため、節税の手段として「生前贈与」に注目が集まっている。

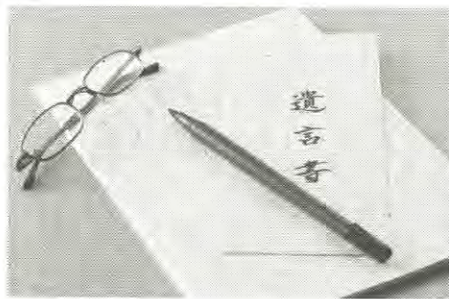
「手軽にできるのが贈与なので、年間110万円まで非課税になる特例措置も利用しつつ、学費の贈与、結婚資金の贈与などをする人が増え、財産を前倒して次世代に移転する動きが加速しています。孫の教育資金贈与なども定着しつつあり、この風潮はしばらく続くでしょう」(前出・曾根氏)

居住用の不動産を配偶者に贈与する場合、2000万円までなら非課税という配偶者控除もある。ここでトラブルになりがちなのは、特定の相続人だけに偏ってせつせと財産を生前贈与していた人が亡く

なったケースだ。

仮に、相続人が子供2人の人が、2000万円の現金を遺して亡くなったとする。全額を兄に相続させるという遺言があった場合、弟が遺留分として請求できるのは法定相続分1000万円の半分の500万円……とは限らないのだ。遺留分の計算には、それ以前の贈与も含まれる。改正前は、実務的には「一生分」がその対象となった。弟からすれば、数十年前に遡っ

遺言書の作成には膨大な労力が求められる



ても、兄が贈与されている財産が見つければ、それだけ遺留分が増える。そのため、疑り合いが長期化することもあった。

そこで、今回の改正により、遺留分を計算する上での贈与の対象期間は10年に限定された。「これは推測ですが、10年というのは、銀行の取引履歴の保管期限と符合します。手元に通帳がなくても、手数料はかかりますが10年分の履歴を出してもらえ、その期間のみが遺留分の対象ということになれば、話は早くまとまる」(前出・橋氏)

だが、改正後は10年以上前の贈与分は含まれないため、遺留分は750万円だった。弟が遺留分として受け取れるのは1000万円だった。だが、改正後は10年以上前の贈与分は含まれないため、遺留分は750万円だった。弟は受け取れるお金が目減りした。

遺言状は一部、「手書き」じゃなくて「ワープロ」でOKになった！ いちばん面倒だった「財産目録」をパソコンで作成できるように

遺言書には、本人が自筆で書く「自筆証書遺言」と、公証人役場に勤める公証人が書く「公正証書遺言」がある。これまで自筆証書遺言は、全文を自書する必要

があった。不動産や株式、預金などの「財産目録」が長大になる場合、誤字や脱字といったミスも起きやす

が。財産目録をすべて間違いく手書きするというのはかなりの負担になります。家族の間では「三丁目の土地」とか「奈良の〇〇町の山」で通じてても、法務局はそれ

では登記してくれません。実際に山の登記を確認してみたら、1個の山だと思っていたら10個くらいの土地の集まりだったということがいくつもある。それを

自筆証書遺言の変更点

Table with 3 columns: 改正後 (After Revision), 改正前 (Before Revision), and 本人 (Self). Rows include: 作成者 (Author), 作成方法 (Method), 費用 (Cost), 保管場所 (Storage Location), and 注意点 (Notes).

目録で書くかと思ったら全部、住所や面積を確認して書かないといけない。国債なら番号も正確に書かないといけないし、『〇〇証券の投資信託』と書いただけじゃダメで、証券番号も書かないといけない」(前出・北村氏)

緩和され、財産目録については自筆ではなく、ワープロやパソコンでの作成が認められた。さらに、銀行の通帳のコピーや不動産の登記事項証明書等を添付して財産目録とすることも可能になった。

もう一つ改正点がある。法務局に預けられるようになるのだ。保管費用は数百円の印紙代のみである。

どうしてしまえばいい？

この制度によって、これまで自宅などに保管していた遺言書が第三者に改ざんされたり、家族が発見できず、遺言の内容が伝わらないという事態も防げる。「公証人の立ち会いのもと、弁護士が作成した遺言書を読み上げてハンコを押す公正証書遺言は、財産の数にもよりますが、費用が数十万円から、場合によっては100万円以上かかることもあり、一般の人にはなかなか手を出しにくいという面もありました。負担が軽減されたので、自筆を選択する人はさらに増えてくるでしょう」(前出・西津氏)

ただ、こうした改正で、自筆証書遺言の問題がすべて解決したわけではない。「目録で間違えるというリスクはやや解消されましたが、そもそも案文が要旨不明というケースはよくあります。『このマンションは〇〇にあげます。この土地は△△にあげます。残りは話し合って分けてください』と書いてあると、『残りの分の話し合い』にマンションと土地をもらった2人も入っていないのか、除外されるかわからない。『このマンションは好きにしたい』と書いてあるだけでは、住んでいいのか、売ってもいいのか、貸していいのかもわからない。自分一人では有効な自筆証書の遺言を作るとするのは非常に難しい」(前出・北村氏)

*

40年ぶりの相続ルールの大改正により、拡充した権利がある一方、見方を変えれば削られた権利もある。相続にかかわる人の間で、基本となる最新の決まりに関する認識に齟齬があると、思わぬところからトラブルの火は広がっていく。

ここまでは見てきた通り、改正ポイントについて熟知した上で、その内容について大切な家族と話し合う機会を設けることが肝要だ。家族の誰かが亡くなったら対策を考えるのは、遅い。新ルールのスタートまで、あと3か月を切っている。

一部地域で発売日が異なります

週刊ポスト 次号(11月2日号)は10月22日(月)発売です